

「前秦建元十六年(380)梁阿廣墓表」

試釈

町田 隆吉

Notes on Liang A-guang's Tombstone
made in the Former Qin Kingdom

MACHIDA, Takayoshi

Obirin University, *Obirin Review of International Studies*, No. 18, 2006
桜美林大学『国際学レビュー』第18号（2006年）

Summary

In this paper, I researched into the inscription on Liang A-guang's tombstone. Liang A-guang's tombstone was collected from Pengyang country in 2000 and is kept in the Guyuan Museum at present. It is 36 cm high, 20 cm long and 5 cm wide. There is a plinth in the tombstone, which is decorated with a lotus flower relief. From the inscription that was written on the back of the tombstone, it is conceivable that this tombstone was made in Liang Prefecture. Such a tombstone form was excavated even in Sili Prefecture, besides those excavated in Liang Prefecture during the Wu-Hu period.

According to the inscription on the tombstone, Liang A-guang was a tribal chief and was given the titles of "Lingmin-Qiuda" and "Gongmenjiang" by the Former Qin Kingdom. Also, he was succeeding the peerage of the Xingjin-Wang. He died on March 10 and was buried on July 22 in the 16 th year of the Jianyuan reign (380 A. D.). His name is not recorded in the compiled histories such as Jinshu and Weishu.

* * *

1. はじめに——墓表の概要

「前秦建元十六年（380）梁阿廣墓表」（「梁阿廣墓表」と略す）は、2000年に中国の寧夏回族自治区彭陽県新集郷で収集されたもの（出土地は不明）、現在、同自治区の固原博物館に所蔵されている。その写真2葉（碑陽・碑陰）が寧夏固原博物館（2004, pp. 113–114）に掲載されており、そこには形状などに関する簡単な説明が付されている¹⁾。それによれば、材質は砂岩で、形狀は上方が半円形、下方が方形をしている（円首碑形）。写真を見ると、下部には蓮華文の浮彫りが施された台座がある。蓮華文は波の形をした浮彫りの上にあり、碑陽・碑陰それぞれに蓮弁3枚と左右両端に蓮弁半分が下向きについている（両側面については写真がないため不明）。また、大きさについては、高さ36 cm、幅27.5 cm、厚さ5 cmと記されているが、写真から判断する限り、高さ（「通高」とある）には台座部分が含まれていない（ちなみに、写真から推量できる台座の大きさは、高さ約11.4 cm、長さ約41.7 cmである。幅も5 cm以上あるはずだが不明）。「五胡」時代の墓表については、近年、日本では兼平充明氏や關尾史郎氏などの研究（兼平2002；關尾2004, 2005a）があり、ここでは、こうした成果に導かれながら、「梁阿廣墓表」についてささやかな検討を試みたい。

2. 墓表の釈文

「梁阿廣墓表」の碑陽は、その上部に篆書で「墓表」の2字が大きく陽刻されている。その下に隸書で9行、毎行8字、計72字が陰刻されている。以下、寧夏固原博物館（2004）掲載の写真に基づいて釈文を試みたい（釈文にあたって異体字については秦（1985）などを参照した。なお、印刷の都合で通行の字体を使用する）。

また、碑陰も碑陽と同様に隸書で、中央部に2行、毎行6字、計12字（碑陽本文よりやや大きめの文字）が陰刻されている。釈文は以下の通りである。

[碑陽]

- 1 秦故領民酋大、功門
- 2 將、襲爵興晉王、司州
- 3 西川梁阿廣、以建元
- 4 十六年三月十日丙

- 5 戊終。以其年七月、歲
- 6 在庚辰、廿二日丁酉、
- 7 葬于安定西北小靈
- 8 川大墓、塋内壬去、所
- 9 居青巖川東南卅里。

[碑陰]

- 1 碑表及送終之
- 2 具、於涼州作致。

3. 墓表の試釈

(1) 梁阿廣の本貫、官爵

墓主である梁阿廣の姓名は、この時代を叙述する『晋書』『魏書』などの編纂史料には見えない。したがって、今のところ、氏族（チベット系）が建てた前秦政権、苻堅治下の建元16年（380）に没した梁阿廣に関する事跡は、本墓表に限られるといってよい。

「梁阿廣墓表」には梁阿廣の本貫を「司州西川」と記している。「西川」については、『晋書』卷14地理志上の雍州条に、

安定郡 漢置く。統縣七、戸五千五百。

臨涇 朝那 烏氏 都盧 鶉觚 陰密 殷の時の密國。 西川

とあり、西晋時代では雍州に所属する安定郡が統括した7県のうちの1つである。同志には、さらに、

石氏（後趙）既に敗れ、苻健僭かに關中に拠り、また長安に都す。これを前秦と為す。ここにおいて雍州に司隸校尉を置き、……苻堅の時、司隸を分けて雍州と為し、……

とあり、これによれば、「五胡」時代の前秦政権では（西晋の）雍州に「司隸校尉」をおいており、両者の記事をふまえると「西川」も「司隸校尉」の管轄下にあったものと考えられる。ただし、正式に「司州」がおかれたかどうかについては、それを明示する編纂史料はなく、むしろ墓表に記された「司州西川」をその証左とすることができるかもしれない（ちなみに「司隸校尉」

管轄下の地域を「司州」と呼ぶこともある)。すなわち、『晋書』地理志には記載されていないが、前秦の苻堅時代には「司隸」でなく正式に「司州」がおかれたことがあったのかもしれない²⁾。なお、「司州西川」と記す本貫の部分は、通常ならば、州・郡・県(あるいは州・郡)の順に記されるはずである。「西川」が県であるとすれば、郡名が省略されたことになる。このように郡名を記すことなく州名に続けて県名を記すことがあるであろうか(ちなみに、建元16年の時点で「西川」が郡に昇格していた可能性は小さい)。なお、後段7行目に埋葬地としてあげられている「安定」は郡名である。それは後述する「前秦建元十二年(376) 梁舒及夫人宋華墓表」(「梁舒墓表」と略す)(鍾・寧1981;王・李1997)に、墓主の梁舒について「安定郡烏氏縣梁舒(安定郡烏氏縣の梁舒)」とあり、少なくとも「梁阿廣墓表」が作られる4年前の前秦政権下において「安定郡」が存在したことは明らかである。こうしたことから、「梁阿廣墓表」の場合、「安定」の郡名を書きもらしたと見なしてよいかもしれない。というのは、紀年・干支の部分でも、その記載順序を誤ったと思われる箇所などが存在しており、墓表の内容表現に若干の厳格さを欠いた部分が認められるからである。

次に、梁阿廣の官爵について見ておきたい。生前の官号としてあげられているものは「領民酋大」と「功門将」の2つであり、爵位としては「興晉王」(「襲爵興晉王(興晉王を襲爵す)」)があげられている。ところが、「領民酋大」の官号は、『晋書』『魏書』などの編纂史料から見出すことはできない。しかしながら、鮮卑族の北魏政権で非漢族の族長に与えられた官号の1つに「領民酋長」が存在することはよく知られており(嚴1963, pp. 837-851; 周1997, pp. 190-214)、これと酷似する官号であることはいうまでもない。あるいは、その先駆的な存在とみなすことも許されよう。

氐族苻氏が支配した前秦政権下の華北では、漢族のみならず多くの種族が共存しており、漢族を除いた諸種族に対して、一般的には種族組織を温存したまま支配する方法が採られていた。例えば、諸種族を統括する官職の1つとして護軍が置かれたが、その治下にはさまざまな種族が存在していた。各種族はそれぞれ族長のもとで種族ごとに族的秩序を保持しながら生活しており、護軍はこうした族長を統括することを介して間接的な諸種族支配を行っていたと考えられる(町田1982)。かつて拙稿で検討したことのある「前秦建元三年(367) 馮翊護軍鄭能邈修太尉鄧艾祠碑」(「修太尉鄧艾祠碑」と略す)からは、馮翊護軍のもとに屠各族など12種族7千戸が統括されていたことが知られている。そのなかには、太尉鄧艾祠の修復に関与した非漢族の人

物として「治下部大鉗耳丁比（治下の部大の鉗耳丁比）」の名が見えている。この「部大」（部落大人もしくは部落大帥）はもともと種族の長としての称号であったと考えられるが、それがそのまま前秦政権における地方支配の末端に位置づけられ官号の働きを付与されるようになったものと推測できる。

それでは「酋大」の場合はどうであろうか。「修太尉鄧艾祠碑」が建てられた翌年、すなわち建元4年（368）に建てられた「建元四年（368）廣武將軍□產碑」（「廣武將軍碑」と略す）には、「部大」とともに「酋大」の称号をもつ人名が数多く刻されている³⁾。

ここでは、「廣武將軍碑」に対する馬（1985）の分析をふまえながら「梁阿廣墓表」の「領民酋大」を検討してみたい。「廣武將軍碑」のなかには、「酋大」もしくは「部大」を称するものが60人近く存在する。馬長寿氏は、そのうち「酋大」=西羌の酋帥であるといい、その人数は約25人（これは碑文に訛読不明な箇所があるためである）、そのほかに1人だけ龜茲の出身者で「酋大」を称するものが存在するとする。また、「部大」の多くは氐族と雜戸の酋帥であり、やはり30人近い数が認められるという。さらに、馬氏は「大人」の称号も官号として認められていたととらえ、「大人」も「酋大」「部大」と同様に扱っている⁴⁾。こうした複数の「部大」「酋大」の事例と、梁阿廣が称した「領民酋大」の官号とを結びつけて考えると、前秦政権に帰属した諸種族の族長たちに付された「部大」「酋大」を「領民部大」「領民酋大」の略称と見なすことができるかもしれない。

ところで、梁阿廣の官号としては「領民酋大」とともに「功門將」が併記されている。この官号についても、やはり『晉書』『魏書』などの史書に見出すことはできない⁵⁾。あるいは、これも前秦政権に固有の官号なのかもしれない。なお、先にあげた「廣武將軍碑」の碑陰上部には、一人だけ雜号將軍号をかねた「酋大」の名を認めることができる。それが「揚威將軍酋大白安（揚威將軍、酋大の白安）」である（なお、「白安」の「白」姓は、馬氏に従えば龜茲出身かもしれない）。これは、同碑に見える「部大」「酋大」のみが冠せられた族長たちとは異なる地位にあったことを示している。この白安と同じように、梁阿廣もまた「領民酋大」だけでなく「功門將」の官号をもっていたわけであり、それは単独の「部大」「酋大」の官号をもつ族長とは異なった地位を有していたと考えができる。

次に、梁阿廣が襲爵した「興晉王」の爵位について考えてみたい。碑陽に「襲爵」とあることから、その爵位は父もしくは兄などの親族から継承したことを物語っているが、その人物並びに襲爵の時期は明らかではない。また、

「興晉」とは、『晋書』卷14地理志上に、前涼の張駿が「興晉、金城、武始、南安、永晉、大夏、武成、漢中を河州と為す」とあり、張駿の治世下に「興晉郡」（青海省民和県西北）が「河州」（州治は枹罕県＝甘肃省臨夏市）を構成する1郡であったことが知られており、前秦政権でも同様に「河州」に属していたと推測される⁶⁾。「興晉」が「河州」管轄下の郡名であるとすれば、「司州」の安定郡西川県を本貫とする梁阿廣が襲いだ爵位である「興晉王」の「興晉」という地名と、どのように関連するのかは、やはり詳らかにできない。

また、苻堅は、即位後、皇帝の号を避けて「大秦天王」と称し、その在位期間を「大秦天王」の称号で通したようであると谷川道雄氏はいわれ、そのため苻氏の一族も王より爵一等を下げる公爵とされたとする（谷川1971）。加えて、『晋書』卷113苻堅載記上を見ると、仇地の氐族である楊世が苻堅に降ったときに与えられた官爵は「平南將軍、秦州刺史、仇地公」であり、同様に前涼の張天錫が苻堅に降ったときに与えられた官爵は「使持節、散騎常侍、都督河右諸軍事、驃騎大將軍、開府儀同三司、涼州刺史、西域都護、西平公」である。これらがいずれも公爵であることをふまえると、梁阿廣の「興晉王」という爵位は、襲爵であるとはいえ、「大秦天王」苻堅のもとでは破格な待遇を受けているといわなければならないのであるが、その理由は明らかではない。

（2）梁阿廣の種族

梁阿廣が非漢族であることは、「領民酋大」の官号が与えられていることから確かである。それでは、その種族とはどのようなものであったろうか。例えば、「酋大」についていえば、『晋書』からは次のような用例をあげることができる。

- ① 「氐酋大單于徵（氐の酋大の單于徵）」（卷101劉元海載記）⁷⁾
- ② 「羌酋大軍須（羌の酋大の軍須）」（卷102劉聰載記）
- ③ 「酋大虛除權渠（酋大の虛除權渠）」（卷103石勒載記）

これらの用例に依拠する限り、氐族や羌族のようなチベット系種族に対して「酋大」の称号が付されており、それは官号というよりもむしろ種族の長としての称号のように見える（なお、前掲の馬（1985）は「酋大」を西羌の酋帥とする）。したがって、『晋書』に記された「酋大」という称号についてのみいえば、氐族もしくは羌族の族長である可能性が高いといわなければならない。

ところで、北朝時代の「胡」姓を研究した姚（1958）によれば、非漢族の

梁氏には、匈奴の休屠種（休屠各種の略称。以下、屠各種と表記）があるといい、また氐族と羌族における梁氏の存在も指摘している。これを受け陳（1993）は、漢族以外の梁氏である（a）屠各種の梁氏（pp. 47-48）、（b）羌族の梁氏（pp. 281-282）、（c）氐族の梁氏（pp. 304-305）について詳細に言及している。今、姚（1958）、陳（1993）の所説に導かれながら、梁阿廣の種族について検討してみたい。

まず、（a）屠各種の梁氏については、『三国志』「魏書」卷26郭淮伝に、

涼州の休屠胡の梁元碧ら種落二千余家を率いて雍州に附す。（郭）淮、奏して安定の高平に居らしめて民の保障と為さしめんことを請う。

と見えることから、曹魏時代に涼州より雍州安定郡の高平（寧夏回族自治区固原県）に移り住んだとする。加えて『周書』卷17梁禦伝などから、安定に移住した屠各種梁氏のなかには北魏時代に北方辺境の武川鎮（内モンゴル自治区武川県）に移り、旧姓である紇豆陵（=拔列蘭）氏に改めたものがあり、さらに彼らは孝文帝のとき再び梁氏に戻したという。

次に（b）羌族の梁氏であるが、羌族の大姓として金城（甘肃省蘭州市）の梁氏があげられている。そこでは、『水經注』卷2河水条に引く『十三州志』の記述に基づき、金城梁氏は後漢の外戚梁冀の後裔で、梁冀が誅殺されたのち羌族のなかに移り住んで渠帥になったと述べる。また、『北史』卷49梁覽伝に、金城梁氏はもと安定出身で、西羌に入り部落酋帥になったという記述があることから、羌族の金城梁氏の来源については、これらの2説があったという。このうち梁冀の後裔とする前者の説は、おそらく非漢族出身者が自らの家系を漢族に結びつけようとした結果生まれたものであろう。

さらに（c）氐族の梁氏については、略陽（甘肃省天水市）の梁氏があげられており、前秦政権下で活躍した梁謙・梁熙の兄弟、梁平老・梁成の父子をその事例としてあげている。

前述したように、梁阿廣は安定郡西川県に本貫をおく非漢族であり、「興晉王」の爵位を継いでいた。加えて梁阿廣が涼州と関係をもっていたことは、碑陰からうかがい知ることができる。すなわち、碑陰には

碑表及び送終の具は、涼州に於いて作致す。

と刻されており、この文面のとおりであるとすれば、墓表と葬送用具は涼州

で作成されたことになる。それは梁阿廣が没した3月10日から埋葬される7月22日までのあいだに準備されたと推測され、わざわざ涼州から墓表および葬送用具を取り寄せたことについては、梁阿廣もしくは梁氏と涼州との間に密接な関係があると考えて大過ないであろう。あるいは、上記『三国志』「魏書」の梁元碧の事例が示すように、梁阿廣もしくはその祖先はもともと涼州に住んでいたのであるが、その後、安定郡に移住したことによるのかもしれない。より具体的にいえば、安定郡（郡治か？）に移り住み、そして郡内の西川県に本貫をおいたと推測できよう。というのは、埋葬地として「安定西北の小靈川大墓」とあり、「安定」と見えているからである。西晋時代まで安定郡治は臨涇県（甘肃省鎮原県東南）にあり、前秦時代も同じであったとすれば、西川県（陝西省旬邑県西北）と隣接するが、県としては異なっている。これらを総合すると、梁阿廣もしくはその祖先は、涼州から安定郡（郡治か？）に移り住み（埋葬地を定め）、その後に西川県に本貫をおいたものと見なしてよいように思われる。安定郡に羌族梁氏がいたことは先にあげた陳（1993）より明らかであるが、梁阿廣の場合、涼州との関係および安定郡（西川県）に移住し本貫をおいたと推測されることなどから、梁元碧と同様に屠各種である可能性が高いかもしれない。

（3）墓表に見える紀年、干支

「梁阿廣墓表」によれば、梁阿廣の死は、前秦・苻堅治下の建元16年（380）3月10日である（「建元十六年三月十日丙戌終」）。また、埋葬は「其年七月、歲在庚辰、廿二日丁酉、葬于安定西北小靈川大墓」とあることから、その年の7月22日に行われた。なお、「建元十六年」の干支は「庚辰」であり、陳（1978）と一致する。また、3月10日の干支も、同様に陳（1978）によれば、3月朔日が「丁丑」であることから、10日を「丙戌」とするのは正しい。しかしながら、7月22日の干支は、7月朔日が「乙亥」であるので、陳（1978）が正しければ22日は「丙申」であるべきで、「丁酉」では23日になってしまう。なお、干支と関連するこの部分の記述についていえば、紀年に関する干支の位置はいささか不自然である。本来ならば、紀年と干支は連続して記述されてしかるべきである。すなわち、この部分は、

- 3 西川梁阿廣、以建元
- 4 十六年三月十日丙
- 5 戌終。以其年七月、歲

- 6 在庚辰、廿二日丁酉、
- 7 葬于安定西北小靈

ではなく、

- 3 西川梁阿廣、以建元
- 4 十六年歲在庚辰、三
- 5 月十日丙戌終。以其
- 6 年七月廿二日丁酉、
- 7 葬于安定西北小靈

と記されるのが普通であろう。

なお、こうした紀年・干支を記載する位置や「七月廿二日」の干支の違いなどの誤りは、涼州における文章作成者の力量の現れと見なすことも許されよう（ただし、刻石段階での誤りもないわけではない）。つまり、「梁阿廣墓表」のように地方で撰述された文章が、正史などのような中央における一流の文章作成者の手になる文章と異なる水準にある以上、同じ漢字という文字世界に属してはいるが、同レベルにあるものとして取り扱ったり期待したりすることには問題があるといえよう。こうした文章表現についても、時代や地域、撰述者の階層（墓表などでは不明なことが多い）などの視点を導入しつつ考察する必要があるだろう。

（4）梁阿廣の埋葬地ほか

梁阿廣は、建元16年3月10日に没したあと、同年7月22日に「安定西北の小靈川大墓に葬（葬于安定西北小靈川大墓）」られた。すでに言及したように、埋葬地は本貫の西川県ではなかった。このうち「安定西北の小靈川大墓」の「小靈川」については詳らかでない。また、大墓の位置について「居る所は青巖川の東南卅里なり（所居青巖川東南卅里）」とあるが、この「青巖川」についても不明である。加えて「塋内壬去」の意味も詳らかではないが、あるいは「塋内壬去＝塋内任去（塋内、^{ゆき}去くに任す）」と訓みくだすことができるかもしれない。このように「壬去」が「任去」であるとすれば、それは、唐代まで時代が下ることになるが、「過所」（通行証明書）に対して通過地における地方官府の官吏が記入する「任去」の用法と同様に見える⁸⁾。そのように理解したときの「塋内（墓域のなか）において自由にゆくに任せる」とは、

誰に対して述べたものであろうか。これが墓主の梁阿廣を対象とするものであり、「塋内」に限って自由であるという意味に理解できるとすれば、死者である梁阿廣は「塋内」から外に出ることはできないという意味にも受け取れることになり、ここから「梁阿廣墓表」のなかに鎮墓文と類似する内容が含まれていると見なすこともできよう⁹⁾。

4. むすびにかえて——「前秦建元十二年（376）梁舒及夫人宋華墓表」との比較

「梁阿廣墓表」より4年前に作成された墓表に「前秦建元十二年（376）梁舒及夫人宋華墓表」がある。「梁舒墓表」は、鍾・寧（1981）（拓本のみ紹介）によれば、1975年3月に甘肅省武威県の県城の西北7.5kmにある金沙公社趙家磨大隊（当時）で耕地の整地作業中に発見されたものである。「梁舒墓表」は扁平で、上部が丸く下部は方形（円首碑形）で、高さ37cm、幅26.5cm、厚さ5cmの大きさである。墓表の下部には下向きの蓮華文が浅く浮彫りされた長方形の台座がある。その蓮弁は、先が尖った二重のもので、魏晋から「五胡十六国」時代の蓮弁の特徴を備えている。台座は高さ9cm、長さ40cm、幅18.2cmであるという。

拓本から知られる限りでは、「梁舒墓表」の碑陽上部には、「墓表」の2字が篆書で大きく陽刻されている。その下に隸書で9行、毎行8字、計72字が陰刻されている。以下に釈文を記しておきたい（鍾・寧1981；王・李1997。異体字は印刷の都合で通行の字体で示す）。なお、碑陰に文字はないようである。

[碑陽]

- 1 涼故中郎、中督護、公
- 2 國中尉、晉昌太守、安
- 3 定郡烏氏縣¹⁰⁾ 梁舒、字
- 4 叔仁。夫人、故三府錄
- 5 事、掌軍中候、京兆宋
- 6 延女、名華、字成子。以
- 7 建元十二年十一月
- 8 卅日、葬城西十七里、
- 9 楊墓東百步、深五丈。

以上に紹介した鍾・寧（1981）の記述をふまえると、「梁舒墓表」の形状（墓表本体の大きさ、台座の大きさと蓮華文の意匠など）は、先に述べた「梁阿廣墓表」のそれとほとんど同じであることがわかる。また、碑陽に刻まれた文字の行数、毎行の文字数、書体も同様である。「梁舒墓表」は甘肃省武威県西北から出土しており、梁舒の本貫は安定郡烏氏県（寧夏回族自治区固原市東南）であるが、墓表そのものは涼州で作成され、そして涼州に葬られたことによるものと見なしてよいであろう。先に言及したように「梁阿廣墓表」が作成された地も涼州であることは、その碑陰にわざわざ記載であることから確かであり、涼州では、当時、少なくとも同様な形状の墓表が流行っていたのではないかと推測される。

「梁舒墓表」によれば、梁舒（字は叔仁）は安定郡烏氏県を本貫とする人物で、前涼政権に仕えて種々の官職（中郎、中督護、公国中尉、晋昌太守）を歴任している（なお、ここには未詳の官職も含まれる）。その夫人の宋華（字は成子）は京兆の宋延の娘である。梁阿廣の場合とは異なり、彼らは諱だけではなく字も記されている。したがって、梁舒（烏氏県）も梁阿廣（西川県）も同じ安定郡を本貫とする同姓であるが、梁舒は漢族であるように思われる。なお、梁舒夫妻はともに前秦・苻堅の建元12年（376）11月30日に埋葬されている¹¹⁾。両者が同日に葬られていることから、これは戦乱など特別の事情による死ではなかったかと推測される。この年の8月、前涼政権は前秦政権によって滅亡する¹²⁾。冒頭にわざわざ「涼」と記しているのは、梁舒が前涼政権の官僚であったことによる。また「城西十七里」は武威県城からの距離と理解してよいであろう（ちなみに現在の武威市から西北7.5 kmを、おおよそ「（武威）城西十七里」と見なしても大過ないであろう）。こうした墳墓の所在を碑陽末尾に記しているのも2つの墓表に共通している。さらに、「梁阿廣墓表」と異なり、「梁舒墓表」の場合、梁舒のみならず夫人の宋華も同一碑面に叙述せざるを得なかつたため（2人分の内容を含んでいたため）、その叙述内容に制約が生じたものと思われる。

墓表・墓誌に対する研究においては、文章の内容についての検討・分析のみならず、その形状も考察の対象とし、あわせて当該時代の文化の地域性を視野に入れて考えていく必要があるようと思われる。すでに言及したが、内容面では、漢字という同じ文字を使用する世界であっても、正史などを叙述する一流の文章作成者による文章や用字法などと、地方の文章作成者のそれが異なっていても不思議なことではない。ここでは、前秦政権下の涼州で

作成された2つの墓表について、ささやかな検討を試みた。墓表の形状（大きさ、行数、文字数、台座の意匠など）には4世紀後半の涼州における地域的特徴が確かに認められた。加えてこうした墓表をつくることができたのは、非漢族であっても梁阿廣のような官爵をもつ人物であるか、あるいは漢族と考えられる梁舒のような官僚層であり、すでに關尾（2005a）が指摘しているように、ここでもやはり一定の社会階層に限られていたということができよう。

注

- 1) 「梁阿廣墓表」は、2000年に彭陽県新集郷で収集されたもので、出土地が明確になっていないためか、例えば2005年に出版された羅新・葉煥『新出魏晋南北朝墓誌疏証』（中華書局）には取り上げられていない。
- 2) 蒋（1993, p. 219）には、苻堅時代に州牧・刺史の任にあったものの表が作成されており、そこでは冒頭に「司隸」があげられているが、「司州」は見えない。また、清・洪亮吉『十六國疆域志』卷4も、前秦政権を通じて「司隸」がおかれていたとする。さらに、苻堅の甘露2年（360）に司隸を分けて雍州をおき、建元6年（370）に再び雍州を「司隸」に戻したという。なお、『資治通鑑』では、それを卷101晋紀孝宗穆帝紀升平4年と卷102晋紀海西公太和5年に繫年している。さらに、『十六國疆域志』卷4によれば、前秦政権の「司隸」に所属した郡は9郡（京兆、馮翊、扶風、咸陽、平涼、始平、新平、安定、北地）、そのうち安定郡は13県（安定、高平、臨涇、朝那、烏氏、都盧、鶴觚、陰密、西川、安武、三水、爰得、彭陽）を管轄したとする。
- 3) 王昶『金石萃編』卷25「廣武將軍□產碑」を参照。馬（1985）に詳細な釈文があり、本稿ではこれに依拠した。なお、本碑の呼称であるが、馬（1985）は「立界山石祠碑」と呼んでおり、蒋（1993, p. 69）も賛同している。ただし、蒋福亞氏も言うように、本碑が古くから「廣武將軍□產碑」と呼ばれてきたことから、拙稿でもこの呼称を用いる。
- 4) 蒋（1993）は、「廣武將軍碑」に見える部大、酋大、大人の数を、馬（1985）をふまえながら、それぞれ部大31人、酋大25人、大人4人とする。
- 5) 「功門將」については未詳。嚴（1963）にも見えない。類似する官号には、例えば『晋書』に見える「牙門將」があるが、これとの関係は明らかでない。
- 6) 『魏書』卷99張駿伝にも「興晉、金城、武始、南安、永晉、大夏、武城、漢中の八郡を河州と為す」とある。なお、『十六國疆域志』卷4は、前秦の河州管轄の郡名として金城、武始、南安、隴西、晋興（ただし、「晋興」と「興晋」とをあげて前者を是とする）、廣武の6郡をあげている。
- 7) 『資治通鑑』卷86晋紀懷帝永嘉二年（308）条は「氐酋單徵（氐酋の單徵）」と記す。また、同部分について『通鑑考異』は、「載記は『氐酋大單于徵』を作る。按するに、当時、戎狄の酋長、皆これを『大』と謂う。徵は即ち光文單后的父なり。『于』は衍字なり」と述べており、『晋書』卷101劉元海載記は「氐酋大單徵」と記すべきであるという。
- 8) 例えば、吐魯番文書の「唐開元二十年（732）瓜州都督府給西州百姓游擊將軍石染典過所」（73TAM509：8/13 (a)、唐長孺主編『吐魯番出土文書』[肆] 文物出版社、

- 1996年、pp. 275–276) の21行目には「任去。琛示。(去くに任す。琛、示す。)」(なお、琛は沙州の官吏の名)とあり、こうした表現に類似しているように思える。
- 9) 例えば、鎮墓文には、しばしば「生人前行、死人却歩、生死不得相□」「生死各異路、不得相注忤」などと記されている。生者と死者の居場所は異なる、つまり両者の世界は交じり合わないことが強調されており、それは死者である梁阿廣のいる場が「塋内」、つまり墓域内において「去くに任す」と限定されていることと符合するように思われる。町田(1986)；關尾(2005b) 参照。
 - 10) 「安定郡烏氏縣」について、王・李(1997, pp. 100–101) は「烏弋縣」と釈しているが、「弋」は「氏」の誤りである(安定郡に「烏弋縣」はない)。
 - 11) 鐘・寧(1981) は「前秦建元十二年墓表」、王・李(1997) は「前秦梁舒墓表」と題しているが、本墓表は梁舒とその夫人である宋華両名の墓表ではないかと考える。その根拠としては、本文わずか72字のなかで、夫人宋華に関する記述(21字)が梁舒(26字)に匹敵するくらい含まれていることがあげられる。これは、墓表における墓主・梁舒の夫人に関する情報としては詳細に過ぎよう。そこで、ここでは、ひとまず「前秦建元十二年(376) 梁舒及夫人宋華墓表」と題しておくことにする。
 - 12) 『資治通鑑』卷104晋紀孝武帝太元元年(376) 8月条を参照。

参考文献

- [日文、50音順]
- 兼平充明「書道博物館蔵『後秦呂憲墓表』について」『明大アジア史論集』第7号、2002年。
- 關尾史郎「遼寧出土、『五胡』時代墓記考釈——『東晉永昌三年正月李廆墓記』ならびに『後燕建興十年崔邇墓記』をめぐって——」『還日本海研究年報』第11号、2004年。
- 關尾史郎「『西涼嘉興二年十二月李超夫人尹氏墓表』について——「五胡」時代石刻ノート(2)——」『還日本海研究年報』第12号、2005年a。
- 關尾史郎編『中国西北地域出土鎮墓文集成(稿)』新潟大学大域プロジェクト研究資料叢刊Ⅶ、2005年b。
- 谷川道雄「五胡十六国・北朝における天王の称号」『隋唐帝国形成史論』筑摩書房、1971年。
- 町田隆吉「前秦政権の護軍について——「五胡」時代における諸種族支配の一例——」酒井忠夫先生古稀祝賀記念の会編『歴史における民衆と文化——酒井忠夫先生古稀祝賀記念論集——』国書刊行会、1982年。
- 町田隆吉「敦煌出土四・五世紀陶罐等銘文について——中国古代における葬送習俗に関する覚え書き——」『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』第10集、1986年。
- [中文、画数順]
- 王素・李方『魏晉南北朝敦煌文獻編年』新文豐出版公司、1997年。
- 周一良「領民酋長与六州都督」『魏晋南北朝史論集』北京大学出版社、1997年。
- 姚薇元『北朝胡姓考』科学出版社、1958年。
- 秦公輯『碑別字新編』文物出版社、1985年。
- 馬長寿『碑銘所見前秦至隋初的關中部族』中華書局、1985年。
- 陳垣『二十史朔閏表 附西曆回曆』中華書局、1962年新1編、1978年第2次印刷。

陳連慶『中国少数民族姓氏研究——秦漢魏晉南北朝少数民族姓氏研究』吉林文史出版社、
1993年。

蔣福亞『前秦史』北京師範学院出版社、1993年。

寧夏固原博物館編著『固原歷史文物』科学出版社、2004年。

嚴耕望『中國地方行政制度——魏晉南北朝地方行政制度』中央研究院歷史語言研究所、
1963年。

鍾長發・寧篤學「武威金沙公社前秦建元十二年墓表」『文物』1981年第2期。